

○札幌市自転車等駐車場管理実施要領

〔平成17年9月14日
建設局長決裁〕

(目的)

第1条 本要領は、札幌市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年7月規則第48号。以下「規則」という。）第18条に基づき、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、札幌市自転車等駐車場条例（平成17年3月31日札幌市条例第25号。以下「条例」という。）及び規則の例による。

(自転車等駐車場の標示)

第3条 有料駐輪場にあつては様式1に定める標識を、無料駐輪場にあつては様式1の2に定める標識を設置するものとする。

(無料自転車等駐車場の告示)

第4条 新たに無料の駐車場を設置又は廃止した場合は、規則第2条第2項に定める事項について総務部長まで決裁を受け、告示するものとする。

(自転車等駐車場の利用期間の告示の方法)

第5条 条例第4条第1項に規定する駐車場の利用期間を変更する場合及び条例第4条第2項に規定する臨時に駐車場の休場日を設ける場合は、その駐車場において告示する。

(定期利用申請の手続)

第6条 定期券（様式2）及び定期利用証（様式3）（以下「定期券等」という。）の交付は、条例第6条第1項の承認を受けようとする者が利用を希望する駐車場において告示した場所（以下「定期券発行場所」という。）で行う。

2 規則第3条第1項の申請の受付時間は、規則別表1で規定する入出場時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、現地にて告示し変更できる。

3 駐車場ごとの収容能力を超える定期利用の申請があつた場合は、申請の承認を行わないことができる。

4 有料の駐車場における定期利用者の決定は駐車場ごとに定期利用の申請を受けた順とする。

(定期利用の更新の手続)

第7条 規則第4条に規定する定期利用の更新（以下「定期利用更新」という。）を希望する者は、前条第1項の規定により告示した場所において更新の手続きを行わなければならない。

2 定期利用更新の受付は、前条第2項の規定を準用する。

3 現に定期利用している者は、新規で定期利用をしようとする者に優先して定期利用更新をすることができる。ただし、この場合、定期利用の承認を受けた期間の末日までに

定期利用更新をしなければならない。

4 条例別表2に規定する学生の区分で定期利用する者が、年度を越えて新たに定期利用更新を希望する場合は、第1項に規定する場所で学生証を提示しなければならない。

(定期券等の書換えの手続)

第8条 規則第5条第1項の規定により定期券等の記載事項の変更を行うとき、若しくは使用している自転車を変更したときは定期券・定期利用証記載事項変更届出書(様式4)を第6条第1項の規定により告示した場所に提出しなければならない。

(定期券等の再交付の手続)

第9条 規則第5条第1項の規定により定期券等を汚損し、若しくはき損したことによりその書換えを受けようとする者、又は規則第5条第2項の規定により定期利用証の再交付を受けようとする者は、定期利用証再交付申請書(様式5)を定期券発行場所に提出しなければならない。

(一時利用の手続)

第10条 有料の駐車場の一時利用をしようとする者は、その利用を希望する駐車場の指定された場所で一時利用券(様式6)の交付を受けるものとする。

(一時利用の制限)

第11条 一時利用しようとする駐車場が満車の場合は、その利用をさせないことができる。

(駐車料金の減免)

第12条 条例第9条第2項の規定により駐車料金を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とし、減免する額は、条例別表2に定める利用区分における学生料金とする。ただし、学生の区分で条例第6条第1項の承認を受けようとする者については本条の規定は適用しない。

(1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が定期利用する場合

(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が定期利用する場合

(3)知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者が定期利用する場合

2 前項の規定による駐車料金の減免を受けようとする者は、駐車料金減免申請書(様式7)を規則第3条第1項の申請の際に提出しなければならない。

(駐車料金還付の方法等)

第13条 規則第9条の場合の駐車料金の還付の額は以下のとおりとする。

(1)規則第9条第1号の場合 全額

(2)規則第9条第2号の場合 既納の駐車料金から利用区分1月あたりの額に利用した月数(1月未満の端数は、1月に切り上げる。)を乗じて得た額を控除した額

(3)規則第9条第3号の場合 市長がその都度認めた額

2 前項第2号の規定による駐車料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書(様式8)を当該定期券等とともに定期券発行場所に提出しなければならない。

3 前項の申請があった場合の駐車料金の還付は、原則として口座振替によるものとする。
(自転車等駐車場の管理)

第14条 定期利用及び一時利用のできる有料の駐車場において、定期利用と一時利用とに分けて駐車区画を設けることができる。

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車されている自転車等を駐車場内の適切な場所に移動することができる。
(自転車等の移動)

第15条 条例第15条第1項第1号に規定する移動を行う場合は、警告札(様式9)の貼付による警告を行った後、移動するものとする。

2 条例第15条第1項第2号及び第3号に規定する移動措置の必要性の有無については、当該駐車場の利用状況、当該駐車場の周囲の自転車駐車状況を勘案して、自転車対策担当課長が決定する。

3 条例第15条第1項各号に規定する移動作業を終了したときは、様式1の看板に撤去を行った日時を記入するものとする。なお、これをもって条例第15条第2項及び規則第12条に規定する掲示とする。

(保管場所)

第16条 移動した自転車等は、総務部長の指定する札幌市自転車等保管場所(以下「保管場所」という。)において保管するものとする。

2 保管場所の開所日時は次の各号のとおりとする。ただし、気候等の事情により自転車対策担当課長が別の日時を指定することができるものとする。

(1) 開所日時

	開所曜日	開所時間
有料駐車場から撤去	土・祝を除く毎日	午前10時から午後7時
無料駐車場から撤去	毎週日曜日と 毎月第2、第4水曜日	午前10時から午後3時まで

(2) 休所日

1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

3 保管場所には、標識(様式10)を設置するものとする。

(保管及び返還)

第17条 自転車等の保管及び返還業務受託者(以下「保管等業務受託者」という。)は、自転車等保管場所に移動した自転車等について、機能を喪失している自転車(利用者等が不明の自転車等で、自転車等の使用上その主な構造部分である部品が破損又は亡失しており、外観上使用することができないと容易に認められる自転車をいう。)と、その他の自転車等(以下「有機能自転車等」という。)に分別し、有機能自転車等については整理番号標(様式11)を取り付けて、撤去した日時、場所ごとに保管するものとする。

2 前項の有機能自転車等について保管等業務受託者は撤去後速やかに規則様式3に定める自転車等保管台帳(以下「保管台帳」という。)を作成し、建設局総務部道路管理課に

その写しを送付するものとする。

3 規則第13条に規定する自転車等の利用者等の調査は、次により行うものとする。

- (1) 自転車等に記載された住所、氏名又は電話番号等による調査
- (2) 防犯登録番号による照会調査
- (3) 標識番号、車体番号による照会調査
- (4) 条例第6条第1項の承認を受けたものについては、定期利用申請書に記載された住所、氏名及び電話番号等
- (5) その他

4 前項の調査は建設局総務部道路管理課が行うものとする。

5 盗難届の提出の有無の照会については建設局総務部道路管理課が行い、盗難車であることの確認がとれたときは、速やかに所轄警察署へ当該自転車等を引き渡すものとする。

6 規則第14条に規定する当該自転車の利用者等であることを証する書類の掲示については、次の各号に掲げるものを掲示させるものとする。

- (1) 運転免許証、健康保険証その他返還申請者の身元を確認できるもの。
- (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを確認できるもの。

7 機能を喪失している自転車等については、速やかに売却、廃棄等の処分を行うものとする。

(費用の徴収)

第18条 条例第15条第1項各号の規定により撤去された自転車等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第15条第3項の規定による費用は徴収しない。

- (1) 当該自転車が盗難にあったものであることが確認できる場合
- (2) 急病等緊急やむを得ない事情が確認できる場合

(引き取りのない自転車等の措置)

第19条 保管場所で保管している自転車等のうち引き取りのない自転車等については、規則第15条で定める保管期間が経過した後、管理換又は譲渡の処分を行い、残った自転車については、会計規則第128条の規定により不用物品として売却を行う。

2 前項の処分後もなお残った自転車等については、廃棄処分をする。

(冬期保管の方法について)

第20条 条例第16条第1項の規定により市長が指定する駐車場及び自転車等を保管させる期間は、規則別表1に規定された駐車場において告示するとともに、広報誌等に掲載することにより行うものとする。

2 冬期保管承認通知書及び冬期保管証(様式12)の交付は、条例第16条第1項の規定による保管を行う場所にて行うものとする。ただし、条例17条ただし書の規定により自転車等の冬期保管を希望する場合は、冬期保管証は自転車等を保管する際に交付するものとする。

3 冬期保管証は自転車等の見やすい部分に取り付けるものとする。

- 4 冬期保管する自転車等の入出場は、第 1 項の規定により告示した期間の午前 8 時から午後 7 時までに行わせるものとする。
- 5 冬期保管した自転車等を駐車場から出場させる際には、条例第 16 条第 2 項により承認を受けた者に冬期保管承認通知書を提示させるとともに、冬期保管証を返却させるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第 21 条 条例第 18 条第 1 項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「駐車料金」とあるのは「利用料金」と、第 8 条中「様式 4」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第 9 条中「様式 5」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第 12 条第 1 項中「条例第 9 条第 2 項」とあるのは「条例第 19 条第 4 項」と、同条第 2 項中「様式 7」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第 13 条第 1 項中「規則第 9 条の場合」とあるのは「規則第 17 条第 2 項の場合」と、同項第 3 号中「規則第 9 条第 3 号」とあるのは「規則第 17 条第 2 項第 2 号」と、同条第 2 項中「様式 8」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、駐車場の利用承認の手続き、整理手数料支払手続その他駐車場を供用するために必要な準備行為については、施行前に行うことができるものとする。
- 2 条例第 15 条第 1 項第 3 号の規定により移動した自転車等については、当面の間、同条第 3 項の移動に要した費用は徴収しない。

附 則

この実施要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 21 号）附則第 5 項及び札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 24 号）附則第 2 項の規定により、同条例及び同規則の施行前において行われる利用料金の収受等については、改正後の札幌市自転車等駐車場管理実施要領の定めによるものとする。

附 則

この実施要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の様式 10 の規定は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

札幌市自転車等駐車場（ 駐車場）

1 この自転車等駐車場は皆さんのものです。次のことを守り、きれいに使いましょう。なお、自転車等駐車場は場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。事故・盗難等による損害について、市は責任を負いません。

- (1) 50ccを超えるオートバイは駐車できません。
- (2) 一時利用で24時間を超えて駐車することは原則としてできません。
- (3) 駐車するときは必ずかぎをかけてください。

2 この自転車等駐車場の入出場時間、利用期間及び利用料金は次のとおりです。

- (1) 入出場時間
時 ～ 時
- (2) 利用期間
(積雪状況等により変更することがあります。)

- (3) 利用料金
 - ・定期利用
 - 1 か 月… 円(学生 円)
 - 3 か 月… 円(学生 円)
 - シーズン利用… 円(学生 円)
 - ・一時利用
円(1回につき24時間以内)

(4) 利用申込み場所

申込み駐輪場	場所

3 利用上の注意

- (1) 無断駐車について
利用料金を支払わず無断で駐車した場合は即時撤去し、撤去に要した費用として自転車を返還する際に自転車2,000円、原付4,000円を徴収します。
- (2) 超過利用について
利用期間を経過して駐車している場合は移動することがあります。また、超過日数分の料金を徴収します。(1日につき自転車100円、原付200円)
- (3) その他
 - ・利用証は見やすい位置に取り付けてください。
 - ・自転車等を撤去する場合、フェンス等にかけてあるチェーン錠等は切断します。

4 自転車等の移動の告示

この自転車等駐車場に長期間駐車されていた自転車等は
年 月 日に移動しました。お心当たりの方は下記へご連絡
下さい。

連絡先

札幌市自転車等駐車場

- 1 この駐輪場は皆さんのものです。次のことを守り、きれいに
使しましょう。なお、場内での盗難、接触等による損害は、
一切責任を負いません。
 - (1) 50ccを超えるバイクは駐車できません。
 - (2) 長期間の駐車はできません。
 - (3) 積雪期には使用できません。
- 2 1週間以上駐車すると他の場所へ移動することがあります。
(フェンス等にかけてあるチェーン錠は切断します。)
移動した自転車等は、2ヶ月たっても引き取られない場合は、
市で処分します。
- 3 この駐車場に長期間駐車されていた自転車等は、
月 日移動しました。
お心あたりの方は、下記へお問い合わせ下さい。

連絡先

札幌市

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる

様式 2

	<h1>定期券</h1>
	<h2>札幌市自転車等駐車場</h2>
	TEL 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
1.この定期券は再発行いたしません。	
2.定期利用の更新は利用期限末日の2週間前から受け付けます。 利用期限までであれば優先的に更新できます。	
3.更新の際には、この定期券をお持ちください。	
4.指定された駐輪場をご利用ください。	
5.駐輪場の利用規定を守り、管理員の指示に従ってください。	
6.駐輪場の施設、その他の工作物または駐車中の自転車等を汚損又は破損した時は、その損害を賠償していただきます。	
7.駐輪場内における自転車等の盗難、損傷について、札幌市は責任を負いません。	
8.この定期券は、第3者に譲渡または貸与できません。	
9.この定期券を汚したり、折り曲げたり磁気に近づけたりしないで下さい。	
10.定期利用申請書に記載された情報は厳重に管理し、駐輪場の管理以外の目的には使用いたしません。	
	<h1>札幌市</h1>

- 備考 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
- 2 定期利用をしようとする者が所有する「SAPICA」に市長が定期利用データを登録した場合、当該「SAPICA」を定期券とみなす。

様式3

札幌市自転車等駐車場
定期利用証
(駐車場名)
年 月 日
)
年 月 日
整理番号
札幌市

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4

定期券・定期利用証記載事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

電話番号

定期券・定期利用証記載事項の変更について、札幌市自転車等駐車場条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

記載変更する事項	氏 名 ・ 住 所 ・ 自 転 車 ・ そ の 他 ()	
氏 名	新	
	旧	
自転車等の特徴	車体番号	
	防犯登録番号 又は標識番号	
	色	
	車輪のサイズ	
整 理 番 号		

注 ※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5

定期券・定期利用証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

電話番号

定期券・定期利用証の再交付について、札幌市自転車等駐車場条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	再発行を受けようとするもの	理 由
	定 期 券	き 損 ・ 汚 損
	定期利用証	き 損 ・ 汚 損 ・ 紛 失

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式6

札幌市自転車等駐車場一時利用券			
(駐 車 場 名)			
入場日時			
月	日	時	分
(金 額)			
※入場のと時から24時間有効です。			
一度出場すると無効になります。			
整理番号			
札幌市			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式7

駐車料金減免申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

氏 名

電話番号

駐車料金の減免について、札幌市自転車等駐車場条例第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳の交付を受けている者
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
<input type="checkbox"/>	知的障害者にかかる療育手帳の交付をうけているもの

該当するものに○をつけてください。

※整理番号	<input type="text"/>
-------	----------------------

※ この申請書は自転車等駐車場定期利用申請書と同時に提出してください。
学生の区分で申請する場合は減免できません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 8

駐車料金還付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
電話番号

駐車料金の還付について、札幌市自転車等駐車場条例施行規則第9条により、下記のとおり申請します。

自転車等駐車場名	自転車等駐車場	整理番号																				
車 種	・ 自転車 ・ 原動機付自転車 ・ 小型自動二輪車																					
通用期間及び 駐車料金	年 月 日から 年 月 日までの か月 円																					
利用中止期間 及び還付金額	年 月 日から 年 月 日までの か月 (※ 円)																					
還付を受けよ うとする理由																						
下記の口座に振り込んでください。																						
振込先金融機関	預金種目	口座番号																				
銀行	本・1普通	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				
信金	支店2当座																					

※ 還付金額は管理事務所で記入します。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式9

<p style="text-align: center;">警 告</p> <p>ここは有料の自転車等駐 車場です。</p> <p>利用の承認を受けていない 自転車等は利用できません。</p> <p>このまま駐車されている場 合は札幌市自転車等駐 車場条例第15条第1項第1号の規 定に基づき、自転車保管場所に 移動します。</p> <p style="text-align: center;">建設局総務部 自転車対策担当課 TEL 2 1 1 - 2 4 5 6</p>
--

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市自転車保管場所（ 保管場所）

札幌市自転車等駐車場条例第15条第1項の規定に基づき、自転車等駐車場内に長期放置（有料駐車場に不正駐車）されていた自転車を保管しています。心当たりのある方は下記のものを持参の上、下記の時間にお越しください。

（開場日及び開設時間）

- ・毎週日曜日と毎月第2、第4水曜日
午前10時から午後3時まで
（12月29日～1月3日を除く）

（返還に必要なもの）

- ・身分証明証、自転車の鍵、印鑑、防犯登録カード等
- ・撤去費用 自転車 円
原付 円
小型自動二輪車 円

連絡先

自転車保管場所 TEL
建設局総務部自転車対策担当課 TEL 211-2456

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 1 1

整 理 番 号 <input type="text"/>
移 動 年 月 日 <input type="text" value="____年__月__日"/>
駐 車 場 名 <input type="text"/>
札 幌 市

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 1 2

札幌市自転車等駐車場	
冬 期 保 管 証	
(駐 車 場 名)	
	年度
整理番号	
この冬期保管証は出場する際に管 理事務所に返却してください。	
札幌市	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。